論点　事業者・従事者の不足への対応

対応案

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 中山間地域等を中心に人材確保が困難となり、事業所の存続に対する影響も高まる中、訪問サービス利用者の有無にかかわらず訪問職員の配置を求める現行の取扱いについて、サービスの質を担保しつつ、実態に即した配置の在り方をどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　中山間地域等においては、ケアマネジャーの人材確保に加え、その地域の実情や社会資源を把握し、関係機関との連携の下でのケアマネジメント提供体制を継続的に確保することが重要であることから、本体事業所によるバックアップの下、本体事業所とは別に活動拠点を設け、地域の実情の把握や関係機関との連携を行いながら継続的なケアマネジメント提供体制を確保するサテライト事業所を制度的に位置付けるとともに、その体制を評価する加算を創設してはどうか。

■　サテライト事業所の設置に当たっては、中山間地域等でも設置が容易になるような要件とする一方で、テレワーク中の緊急発生時の体制を整備していない事業所があるとの指摘もあるところであり、不適切な事業所設置を防ぐ観点も含めて、例えば以下の要件を設けてはどうか。

①　人員基準や各種加算・減算については、本体事業所と一体的に取り扱う。

②　事務室等の事業を行う区画について自ら確保することは不要とし、貸し会議室の活用やテレワークも認める。

③　利用者情報等の記録の整備について、クラウドシステムの活用により本体事業所に電子的に保存できることを条件に、サテライト事業所に別途書類を備え置かなくてもよいこととする。

④　また、本体事業所による管理を適切に行うともに、指定権者による指導を確実に行う観点から、緊急時等には本体事業所が適切に対応できる体制を要件とし、都道府県外にサテライト事業所を設置することは認めないこととする。（中山間地域等は要件の緩和。）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p. 43 より抜粋

論点　事業者・従事者の不足への対応

論 点

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 小規模多機能型居宅介護については、訪問サービス利用者の有無にかかわらず日中１人以上の訪問従事者の配置が求められていることから、人材確保が困難な地域においては事業運営上の負担となっているとの指摘がある。通いサービスにおける人員配置基準（利用者３人に対し職員１人）を維持しつつ、サービスの質を確保する観点から、同一法人内で訪問サービス提供体制が確保されている場合等における訪問従事者の配置の在り方についてどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　今後、介護サービスの利用者が増加するとともに、高齢者の抱える課題が複雑化、複合化する中、ケアマネジャーの役割の重要性が増大する一方で、ケアマネジャーの従事者数は横ばい傾向にあり、年齢構成も６０歳代の割合が増加するなど、ケアマネジャーの人材確保が喫緊の課題となっている。

■　特に、中山間地域等においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少すると同時に、担い手の不足が他の地域と比較しても更に深刻な状況になると見込まれている。

■　中山間地域等を含め、それぞれの地域の状況に応じて、適切なケアマネジメント提供体制を確保していくため、どのような方策が考えられるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p. 42 より抜粋

介護支援専門員の従事者数（実数）の推移

（単位：人）

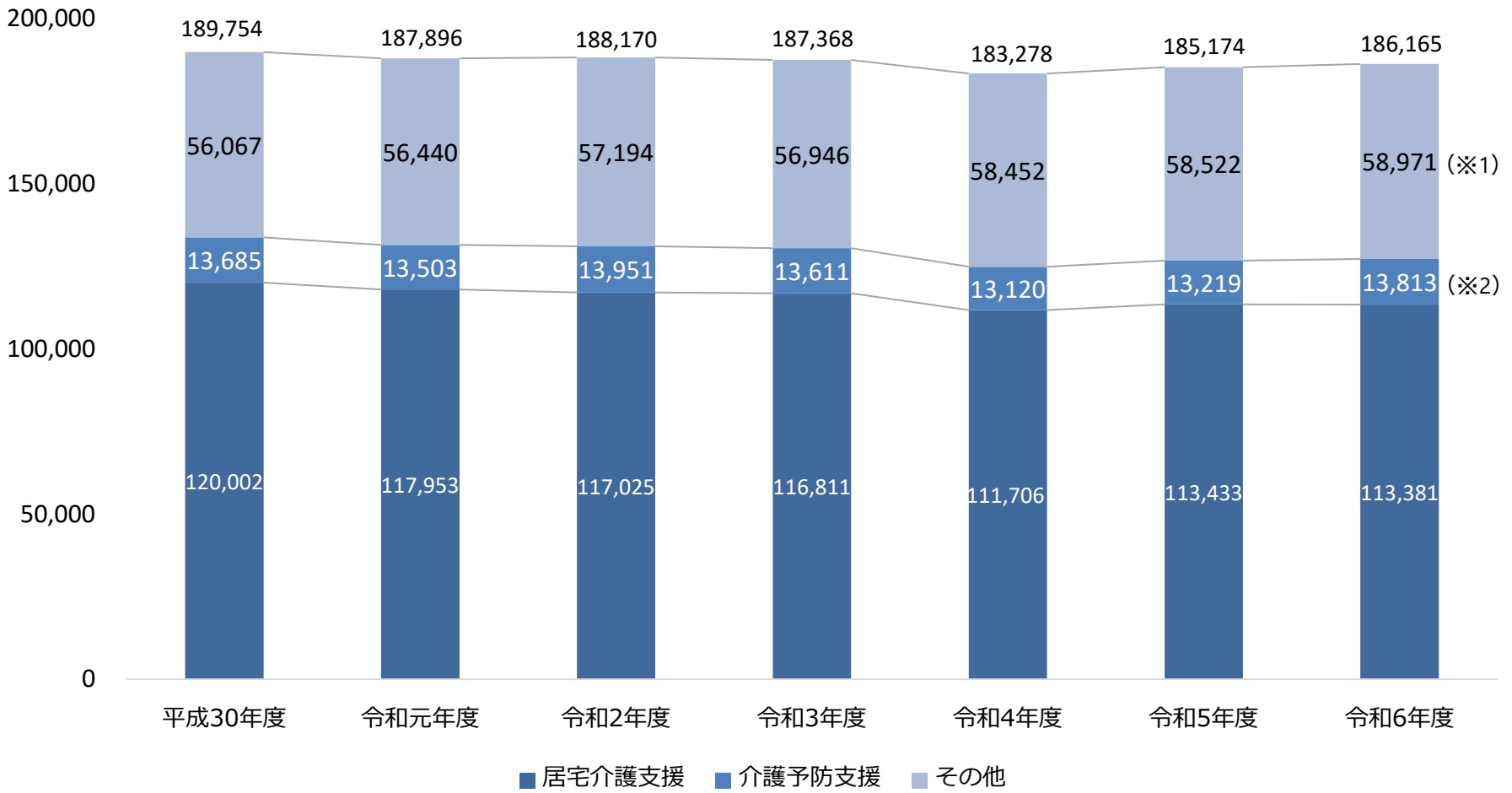

（※１）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

（※２）令和６年度より居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられることになったため、居宅介護支援との重複は排除して推計している。

【出典】介護サービス施設・事業所調査より老健局認知症施策・地域介護推進課作成（各年度10月１日時点）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.38 より抜粋

介護支援専門員の年齢状況の推移

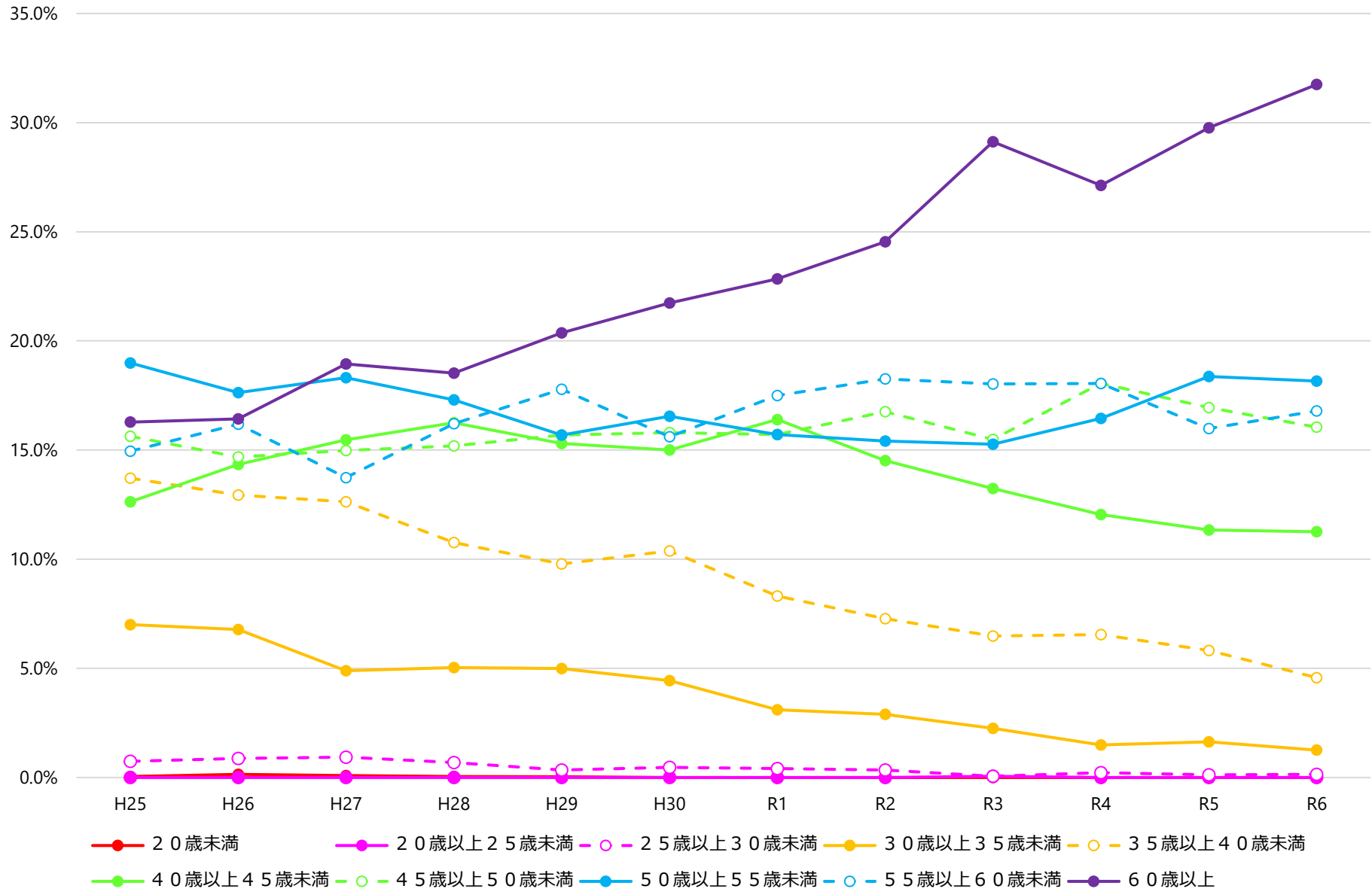

（出典）介護労働実態調査

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.39 より抜粋

テレワークの実施状況

○ 居宅介護支援事業所におけるテレワークが進んできており、テレワークを認めている事業所のうち、原則毎日実施している介護支援専門員がいる事業所は7.1%。

○ 効果として「事業所所在地では支援できない利用者を支援できる」と回答した事業所が11.7%。

○ テレワークの実施場所として、事業所所在地とは別の都道府県の自宅やサテライトオフィスとの回答が13.6%。

○ テレワーク中の緊急発生時において、管理者が対応できない事業所が6.5%、体制を整備していない事業所も28.6%あった。

テレワークの頻度（N=294）

		件数	原則毎日実施	週に数回実施（定期的）	週に1回実施（定期的）	月に数回実施（定期的）	月に1度実施（定期的）	不定期的に実施	無回答
合計	件数	294	21	27	14	24	2	196	16
	割合		7.1%	9.2%	4.8%	8.2%	0.7%	66.7%	5.4%

テレワークを実施した効果（N=162）

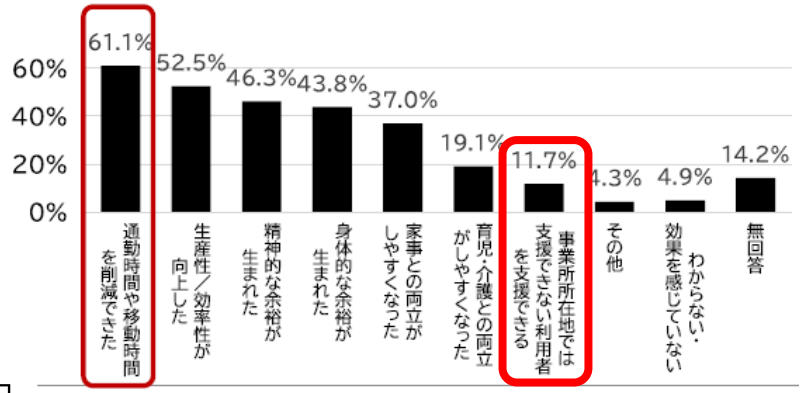

介護支援専門員のテレワークの実施場所（N=294）

		件数	事業所と同一市町村内の自宅	事業所と同一市町村内のサテライトオフィス	事業所と同一都道府県内の自宅	事業所と同一都道府県内のサテライトオフィス	事業所の所在する都道府県外の自宅	事業所の所在する都道府県外のサテライトオフィス	その他	無回答
合計	件数	294	171	6	131	2	35	5	16	19
	割合		58.2%	2.0%	44.6%	0.7%	11.9%	1.7%	5.4%	6.5%

テレワーク中の緊急発生時における体制整備と対応（N=294）

		件数	体制を整備しており、管理者は対応できないがテレワーク実施者による対応が可能	体制を整備しており、管理者及びテレワーク実施者による対応が可能	体制を整備しており、テレワーク実施者は対応できないが管理者による対応が可能	体制を整備していない	無回答
合計	件数	294	19	148	33	84	10
	割合	100.0%	6.5%	50.3%	11.2%	28.6%	3.4%

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「居宅介護及び介護予防支援における令和６年度介護報酬改定による影響等に関する調査研究事業（（株）三菱総合研究所）」

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.41 より抜粋